

## 規制シート(様式)

160197100920001

平成28年12月26日

規制の名称	勤労者財産形成給付金(契約の承認)	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条の2	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	勤労者生活課課長 平嶋 壮州
規制目的	勤労者財産形成給付金契約を適正なものとするにより、勤労者の計画的な財産形成を促進するため		
規制内容の概要	勤労者財産形成給付金契約を締結しようとする事業主及び信託会社等は厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	勤労者財産形成給付金契約を適正なものとするためには、引き続き当該規制が必要であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		